

産業廃棄物収集運搬業許可申請書

令和 年 月 日

新潟市長 中原 八一 殿

申請者

〒950-3102

住 所 新潟県新潟市北区島見町 3399 番地 37

氏 名 株式会社 大橋商会

代表取締役 大橋 崇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 025-257-4580

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

<p>事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) 及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>事務所及び事業場の所在地</p>	<p>事務所 〒950-3102 新潟市北区島見町 3399 番地 37 電話番号 025-257-4580</p> <p>事業場 〒950-3101 新潟市北区太郎代御城山 787-1 電話番号 025-257-4588</p>
<p>事業の用に供する施設の種類及び数量</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ</p>	<p>別紙のとおり</p>
<p>※ 事 務 処 理 欄</p>	<p>受付 -5.8.-2 新潟市 産業課</p>

(日本工業規格 系列4番)

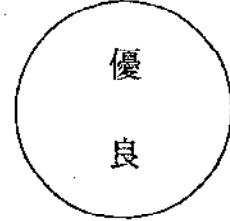
先行許可証 (  有 ・ 無 )、 ( 新規 ・  更新 )

# 産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 新潟県新潟市北区島見町3399番地37

氏 名 株式会社 大橋商会

代表取締役 大橋 崇



産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第十四条第一項 の許可を受けた者であることを証する。

新潟市長 中原 八



許可の年月日 平成28年10月 5日

許可の有効年月日 令和 5年 8月31日

## 1. 事業の範囲

事業の区分 収集運搬 (積替え保管を含む。)

産業廃棄物の種類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨。)

(積替え保管を除く。)

燃え殻、汚泥 (含水率85%以下のものに限る。)、廃酸、廃アルカリ、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、ばいじん (以上、8種類)

(積替え保管を含む。)

汚泥 (石綿含有産業廃棄物及び廃乾電池 (水銀使用製品産業廃棄物を含む。))に限る。)、廃油、廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、金属くず (水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)(以上、9種類)

## 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(所在地) 新潟県新潟市東区津島屋六丁目 87 番 3

(面積) 紙くず: 19 m<sup>2</sup>、木くず: 19 m<sup>2</sup>、がれき類: 10 m<sup>2</sup>

(産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ)

紙くず: 30 m<sup>2</sup>、木くず: 30 m<sup>2</sup>、がれき類: 15 m<sup>2</sup> (以上、屋内)

(所在地) 新潟県新潟市北区太郎代字御城山 787 番 1 外

(面積) ①17.19 m<sup>2</sup>、②108.00 m<sup>2</sup>、③17.19 m<sup>2</sup>、④1) 71.19 m<sup>2</sup> 2) 35.19 m<sup>2</sup>、

⑤17.19 m<sup>2</sup>、⑥19.17 m<sup>2</sup>、⑦37.76 m<sup>2</sup>

(産業廃棄物の種類、保管上限及び積み上げることができる高さ)

①汚泥 (廃乾電池) : 7.20 m<sup>2</sup>、②廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃OA機器、業務用冷凍冷蔵庫) : 216.00 m<sup>2</sup>、

③金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (廃蛍光管) : 22.92 m<sup>2</sup>

(以上、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

④ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボード）：1) 94.92 m<sup>3</sup> 2) 46.92 m<sup>3</sup>、  
⑤鉱さい：7.20 m<sup>3</sup>、⑥廃油：3000L、⑦石綿含有産業廃棄物（汚泥、廃プラスチック類、  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類）：94.4 m<sup>3</sup>（以上、屋内）

### 3. 許可の条件

### 4. 許可の更新又は変更の状況

昭和58年	9月	7日	新規許可
平成元年	9月	1日	許可期限付与
平成6年	9月	1日	更新許可
平成7年	12月	15日	変更許可
平成10年	2月	4日	変更許可
平成11年	9月	1日	更新許可
平成12年	3月	7日	変更許可
平成14年	10月	23日	変更許可
平成15年	9月	26日	変更許可
平成16年	9月	1日	更新許可
平成18年	4月	26日	積替え・保管面積及び保管上限の変更
平成18年	11月	24日	積替え・保管面積及び保管上限の変更
平成21年	10月	19日	更新許可（平成18年2月16日環廃産発第060216003号に基づく許可年月日）
平成25年	1月	10日	住所変更・代表者変更
平成25年	7月	18日	優良基準適合確認
平成28年	10月	5日	更新許可（平成25年3月29日環廃産発第13032910号に基づく許可年月日） 優良基準適合認定
平成29年	10月	1日	水銀使用製品産業廃棄物の表記追加（変更届出日：平成29年9月26日）
令和3年	12月	21日	変更届（汚泥の石綿含有産業廃棄物の表記追加）
令和4年	3月	29日	変更届（積替え保管場所の配置の変更）
令和5年	2月	10日	変更届（廃油の積替え保管面積の変更）

### 5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有

（平成28年10月 5日 更新許可）